

第5章 臨床検査技師等に関する法律

4 衛生検査所休止（廃止・再開）届

1 事 案	衛生検査所を休止・廃止し、又は休止した衛生検査所を再開した場合、30日以内に届け出る
2 根拠法令	法20条の4第3項、則15条
3 提出宛名	知事（保健所長受理）
4 提出部数	2（進達1、控1）
5 添付書類	（1）開設者死亡による廃止の場合（個人開設） 死亡の事実が記載された開設者本人の戸籍抄本（謄本）*1 （2）廃止の場合は登録証明書原本（紛失した場合は紛失届）
	*1：戸籍抄本（謄本） 保健所にて原本照合を行い、コピーを添付すること。なお、開設者が医師や臨床（衛生）検査技師である場合、保健所で各種免許の登録抹消申請を行った際に用いた戸籍抄本の写しでも可。
6 事務処理	收受 - 起案 - 決裁 - 進達
7 審査要領	<p>（1）届出書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。</p> <p>（2）名称、所在地、登録年月日及び番号は相違ないか。</p> <p>（3）変更後30日以内の届出が行われていない場合、遅延理由書又は顛末書を添付しているか。</p> <p>（4）個人開設において開設者が死亡した場合は、 戸籍法上の死亡届出義務者が届け出たものか。また、この場合は理由欄に「開設者死亡のため」と記載されているか。 戸籍上に記載された死亡届出者が廃止届出を行っているか。 異なる者が廃止届出を行う場合は、その理由を確認すること。</p>
8 備考	

様式第 8 (第15条関係)

(様式4)

衛生検査所 休止届書
再 開

登 録 番 号		登 録 年 月 日	
衛生検査所の名称	(フリガナ)		
衛生検査所の所在地	〒	TEL	
休止・廃止・再開の年月日			
備 考			

休止
上記により、廃止 の届出をします。
再開

年 月 日

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
〒 TEL

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

長崎県知事 様

(注意) 休止の場合には、休止・廃止・再開の年月日欄に「 年 月 日まで休止の予定」と付記すること